

鶴岡市文化芸術推進基本計画 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成29年6月23日改正 法律第73号）7条の2の規定に基づき策定する「鶴岡市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）」の内容に関して意見を聴くため、鶴岡市文化芸術推進基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項を検討する

- (1) 基本計画の内容に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 策定委員会は12名以内で組織し、下記に掲げる者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 専門家又は識見を有する者
- (2) 関係団体・団体等の代表又は構成員
- (3) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関して必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の氏名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる

策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。